

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則（17経教細則第3号）を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17経教 細則第3号</p> <p>第1条 省略 （支給範囲）</p> <p>第2条 入試手当は、別表左欄に掲げる担当業務（以下「業務」という。）に従事した職員に支給する。ただし、職員給与規程第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。</p> <p>第3条～第5条 省略 附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条 省略（現行どおり） （支給範囲）</p> <p>第2条 入試手当は、別表左欄に掲げる担当業務（以下「業務」という。）に従事した職員に支給する。ただし、職員給与規程第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。</p> <p>第3条～第5条 省略 附 則 省略</p> <p>別表 省略（現行どおり）</p>

附 則（17経教 細則第14号）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。